

令和7年度岩手県青少年育成地域活動支援事業実施要綱

第1 目的

この実施要綱は、公益社団法人岩手県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）定款に基づき、地域で活動する団体が行う青少年に係る多様な活動に対し広く助成することにより、地域における青少年育成活動の活性化を図り、もって地域社会に貢献することを目的とする。

第2 助成内容

(1) 助成対象事業

次表に掲げる青少年の健全育成を目的とする体験、交流、実践活動、家庭や地域における青少年の育成をテーマとする研修会、講演会等の活動であって、10人以上の参加者により実施するものを対象とする。

なお、次のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

ア 行政や他団体から助成を受けている事業

イ 当該年度内に完了しない事業

ウ 同一内容の事業で助成回数が3回を超える事業

事業区分	事業内容（例）
体験・交流活動事業	・ 自然体験、文化体験、栽培収穫体験等の体験活動を通じて、自立心、豊かな感性等を育む事業 ・ 他地域の大人や青少年との交流・ふれあいを通じて、自立心、社会性等を育む事業
家庭・地域ふれあい事業	・ 親子で参加できるイベント等を通じて、親子・地域のふれあいやつながりを深める事業 ・ 家庭や地域のふれあいを深める講演会、研修会等を開催する事業 ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」「家族そろって食事」等を奨励し、家庭での生活習慣や子どもの健やかな成長について考え学ぶ事業
「いわて家庭の日」普及事業	・ 「いわて家庭の日」の啓発パンフレットの作成、配付や標語・ポスターの募集等を行い、その普及啓発を図る事業

(2) 助成対象団体

青少年育成市町村民会議、青少年育成団体、青少年団体、PTA その他青少年の育成支援に関わる団体であって、次に掲げる事項に合致するものを助成対象とする。

ア 民間の非営利団体であること（法人格の有無及び種類は問わない）。

イ 政治及び宗教活動を目的とせず、反社会的勢力とは一切関わりがないこと。

ウ 事業実施対象が岩手県内であること。

(3) 助成対象経費

事業に直接要する経費のうち、次のものを助成対象とする。

区 分		内 容
報償費	諸謝金	講師等外部の者に対する謝礼、交通費、宿泊費、飲食費等
旅 費	旅費交通費	出張旅費、交通費等
需用費	消耗品費	文具、材料費、コピー用紙等比較的短期間に消費するもの (取得単価が1万円未満のものに限る。)
	燃料費	車両ガソリン代等
	印刷製本費	チラシ・パンフレット等の印刷費、紙代等
	食材費	調理の材料費等(会議時の飲食代等は対象外)
役務費	通信連絡費	資料、チラシ等の郵送費、切手代等
	保険料	ボランティア保険料等
	手数料	送金手数料、事務手数料等
使用料	会場使用料	会議、イベント等の会場使用料、機材・機器の使用料
賃借料	賃借料	車両、機器等の賃借料
委託料	業務委託料	事業の一部を外部に委託する費用
雑 費		少額かつ上記経費に含めることができない諸経費

(4) 助成金額

助成金の額は、前(3)に規定する助成対象経費の合計額から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額の範囲内で1団体当たり 50,000 円を上限とする。ただし、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

第3 助成手続

(1) 助成申請

助成金の交付を受けようとする団体は、毎年度5月 10 日(必着)までに県民会議会長に助成金交付申請書(様式1)を提出しなければならない。この場合、助成金交付申請書中「収支予算」の「支出の部」の「科目」欄は、第2(3)の区分により記載すること。

(2) 助成申請の審査

申請のあった事業について、助成金審査会設置要領(別紙1)により審査会を設置し、事業審査基準(別紙2)に基づき助成の適否を審査する。

(3) 助成決定

県民会議会長は、前(2)の審査結果に基づき、助成対象とする事業及び助成額を決定し、各申請団体に結果を通知する。

(4) 助成金交付の条件

次に掲げる事項は、助成金交付決定に付する条件とする。

ア 助成対象事業の実績により交付すべき額が、前(3)の助成金交付決定額を下回る場合

は、助成金の交付額は実績額に応じた額とする。

イ 助成対象事業の事業内容を変更する場合には、あらかじめ県民会議事務局に報告し承認を得なければならない。

ウ 助成対象事業が当該年度内に完了しない場合又は中止する場合には、速やかに県民会議事務局に報告し指示を受けなければならない。

エ 助成対象事業に係るポスター、チラシ等には、当該助成金を受けている旨を表示しなければならない。

オ その他、県民会議会長は、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付すことがある。

(5) 実績報告

ア 助成金の交付を受けた団体は、事業完了後 1 か月以内に、事業実施報告書（様式 2）に助成金請求書（様式 3）を添えて、県民会議会長に提出しなければならない。

イ 県民会議会長は、事業実施報告書を基に、事業が適切に実施されたと認める場合に、助成対象団体に助成金を交付する。

第 4 助成金交付決定の取消等

(1) 県民会議会長は、助成対象団体が次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この規定は、助成金の交付があった後においても適用があるものとする。

ア 第 3(4)に規定する条件に違反したとき。

イ 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

ウ 助成金を他の用途に使用したとき。

エ その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 助成対象団体は、前(1)の規定により助成金の交付決定を取り消された場合において、取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、県民会議会長の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。